

## 米子市認知症見守りシール交付事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、認知症等の影響により行方不明になる可能性がある者が行方不明になった場合においてその者を早期に発見して安全の確保を図り、もってその者を介護し、又は支援する者の精神的な負担を軽減することを目的として、米子市認知症見守りシール交付事業（以下「本事業」という。）を実施することとし、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 介護者等 次のいずれかに該当する者（在宅である者に限る。）を介護し、又は支援する家族、介護支援専門員、地域包括支援センターの職員等をいう。

ア 市内に住所を有する認知症の高齢者（次条の規定による本事業の利用の申請を行う日において65歳以上であるものをいう。）であって、行方不明になる可能性のある者

イ 市内に住所を有する若年性認知症の者であって、行方不明になる可能性のあるもの（アに該当する者を除く。）

ウ ア及びイに掲げる者のほか、行方不明になる可能性のある者であって、市長が適当と認めるもの

(2) 見守りシール あらかじめ登録した介護者等その他の者の連絡先等の情報を携帯電話等で読み取ることができる二次元バーコードが印字されたシールであって、前号アからウまでのいずれかに該当する者（在宅である者に限る。第5条において「対象者」という。）が着用する衣服、所持品等に貼ることができるものをいう。

### (利用の申請)

第3条 本事業を利用しようとする介護者等は、米子市認知症見守りシール交付事業利用申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

### (利用の決定等)

第4条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、本事業の利用の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、本事業の利用を決定し、又は本事業の利用に係る申請を却下することと決定したときは、当該決定に係る申請書を提出した介護者等に対し、米子市認知症見守りシール交付事業利用決定（却下）通知書（別記様式第2号）により、その旨（本事業の利用に係る申請を却下することと決定したときは、その旨及びその理由）を通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により本事業の利用を決定した介護者等（以下「利用決定者」という。）に対し、次に掲げる種類及び数量の見守りシールを無償で交付するものとする。

(1) 耐洗コードラベル 20枚

(2) 蓄光シール 10枚

### (遵守事項)

第5条 利用決定者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 見守りシールを自らが介護し、又は支援する対象者以外の者に使用しないこと。
- (2) 見守りシールを他人に譲渡し、又は販売しないこと。
- (3) 見守りシールを改ざんしないこと。
- (4) 見守りシールを本事業の目的に反して使用しないこと。

2 利用決定者及び本事業の利用の決定に係る申請書に連絡先として記載された者は、自らが介護し、若しくは支援し、又は連絡先となっている対象者が行方不明になった場合において、当該対象者を発見した者であって、見守りシールの二次元バーコードを読み取ったもの（以下この項において「発見者」という。）があるときは、当該発見者との間で通信し、自らの責任において当該対象者を速やかに保護しなければならない。

（見守りシールの追加交付）

第6条 利用決定者は、交付を受けた見守りシールの枚数が不足した場合において、見守りシールを追加して交付されることを希望するときは、米子市認知症見守りシール追加交付申請書（別記様式第3号。以下この条において「追加交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による追加交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、見守りシールを追加して交付するか否かを決定するものとする。

3 市長は、前項の規定により見守りシールを追加して交付することと決定したときは、当該決定に係る追加交付申請書を提出した利用決定者に対し、書面によりその旨を通知するとともに、当該申請に係る数量の見守りシールを追加して交付するものとする。この場合において、当該利用決定者は、当該見守りシールの交付に係る費用を負担しなければならない。

（変更等の届出）

第7条 利用決定者は、第3条の規定により提出した申請書に記載した内容に変更があるとき、又は本事業の利用を取りやめようとするときは、米子市認知症見守りシール交付事業変更事項（利用中止）届出書（別記様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（利用決定の取消し）

第8条 市長は、利用決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該利用決定者に係る本事業の利用の決定を取り消すものとする。

- (1) 前条の規定により米子市認知症見守りシール交付事業利用中止届出書を提出したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正の手段により本事業の利用の決定を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が本事業の利用の必要がないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により本事業の利用の決定を取り消したときは、当該利用の決定の取消しに係る者に対し、米子市認知症見守りシール交付事業利用決定取消通知書（別記様式第5号）によりその旨及びその理由を通知するものとする。

（関係機関との連携）

第9条 市長は、本事業の実施に当たっては、管轄の警察署、消防署、地域包括支援センター等の関係機関に情報の提供を行い、密接な連携を図るものとする。

（規定外事項）

第10条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年2月14日から施行する。